

鴻巣市立下忍小学校 「学校いじめ防止基本方針」

I いじめの定義といじめに対する基本認識

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条より）

2 いじめの基本認識

いじめの問題に取り組むにあたっては「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、「いじめが認知された場合の迅速な対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、いじめ問題についての基本的認識である。

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違いである。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童観や指導のあり方、学校のあり方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育のあり方にも大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

II 未然防止

1 児童や学級・学年・学校の状態の把握

(1) 教職員の気づき

児童や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。教師が児童と同じ目線で物事を考え行動し、場を共にしていく中で、児童の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状況を推し量ることのできる感性を高めていき、児童の些細な変化を見逃さないようにしていく。

(2) 実態把握の方法

児童の個々の状況や、学級・学年・学校の状態を把握したうえで、学級における児童への具体的な指導計画を立てる。そのために、「学校生活についてのアンケート」の結果をもとに教育相談や家庭訪問を実施し、児童や保護者の意識・人間関係の把握を行う。また、配慮を要する児童の進級、進学、転学に際しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行う。

2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間作り

主体的・体験的活動を通して、児童が自分自身を価値のある存在と認識し、大切にしていこうという自尊感情がもてるような取り組みを行う。児童にとって周りの環境のもたらす影響は大きい。教職員の姿勢は、

児童にとって重要な教育環境となる。教職員が児童に対し愛情をもって接し、配慮を要する児童を中心に据えた温かい教育活動を展開することで、児童に自己存在感や充実感を与えいじめの発生を抑えることにつながっていく。

(1) 教職員の児童に対するまなざし

児童は、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の配慮のない言動が、児童の心を傷つけたり、周りの児童をあおったりすることで、いじめを助長してしまう場合がある。常に教職員は、児童のモデルであることを認識し、よき模範として行動することで、いじめの発生を抑制した、未然防止の上で大きな力となる。

(2) 心の通い合う協力体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠である。学級経営や学習指導、生徒指導上の問題への対応など個人で行うのではなく、報告・連絡・相談を常に行い、教職員が協力して行う必要がある。教職員同士が、気軽に話ができる職場の雰囲気づくりに努めなくてはならない。そのためには校内組織が有効に機能し、様々な問題に素早く対応できる体制が必要である。特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。また児童と向き合える時間を十分確保し、教職員も児童も心の通い合える学校づくりを推進する。

(3) 自己肯定感や自尊感情を高める学習活動や学級経営、教育活動

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面で、友だちと係る場面を工夫し、それぞれの違いを認め合える機会を意図的に設定し望ましい仲間づくりに努める。授業では、個に応じた支援を行い自力で解決することを通し「できた喜び」「表現する楽しさ」を味わわせる。また、一人ひとりの役割を明らかにし、自主的に責任をもって取り組ませることにより、達成感を味わわせる。そのような経験の中で「こんなに認められた」「人の役に立った」という体験をさせる。あわせて教職員は温かい声かけを行うことで自己肯定感や自尊感情を高めさせていく。

(4) 環境の整備

教室内・学校内の環境整備に心がけ、児童の活動が見え、整えられた、落ち着いた環境作りに心がける。また、児童間、教職員と児童間の、言葉遣いや接し方も相手の気持ちを考え思いやりのある温かい態度でやりとりができるようにする。

3 命や人権を尊重し豊かな心を育てる

(1) 人権教育の充実

「自分がいやなことは友だちにしない」または、「仲間はずれにされない」「ばかにされない」「いじめられない」等の合言葉を基本に指導に取り組む。何か問題行動があった場合、この合言葉をもとに考えて、自分の言動を反省し、素直に考えることができる児童を育てる。

(2) 道徳教育の充実

いじめの問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さない、という、人間性豊かな心を育てることが必要である。そのために、道徳の授業を充実させることが大切である。

児童は、心を揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に振れば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながる。道徳の授業では、各学年や学級の児童の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討した上で、いじめを許さない土壌づくりを進める。

4 保護者や地域の方への働きかけ

P T Aの各種委員会や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し意見交換できる機会を設ける。また、保護者会や下忍小HP、学年・学校だより等による広報活動を積極的に行い、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解していただく。

(1) 授業参観等

- 授業参観において、保護者の方に道徳や特別活動の授業を公開する。(学級づくりの羅針盤)
- 懇談会で道徳の授業について話し合う。(ねらい、児童の様子等)
- 保護者へのアンケートやインタビュー、ゲストティーチャーの活用を図る。
- 生徒指導リーフ等を活用し保護者の啓発を図る。

(2) 学級通信・学年通信

- 本校の生徒指導の重点目標である【3つの「あ」+4つめの「あ」】(あいさつ・あんぜん・あとしまつ+あたたかいことば)について学年・学校便りを通し保護者に理解してもらうとともに、家庭でも学校同様に指導してもらう。
- 児童の取り組みや実態を紹介し、家庭にも関心を持ってもらう。

Ⅲ 早期発見

いじめは早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日ごろから教職員と児童との信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力の向上に努める。学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。また、児童に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者の方とも連携して情報を収集する。

1 教職員のいじめに気づく力を高める

(1) 児童生徒の立場に立つ

一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、教職員として、児童の人権を守り尊重した教育活動を行う。そのためには児童の話をきちんと聞いたり、言葉をきちんと受け止めたりして児童の立場に立って考えるようにする。教職員として人権感覚を磨き、社会で許されないことは学校でも許されないことを指導していくとともに全ての児童を守れるよう教育活動に取り組む。

(2) 児童を共感的に理解する

集団の中で配慮を要する児童を把握し、その児童の様々な言動から、表情や言葉の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れるような感性を高める。そのためには、児童の気持ちを受け入れ、共感的に児童の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリングマインドをもって指導に当たる。

2 いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている児童を守り通すという観点から、毅然とした対応をとる。

(分類)	(抵触する可能性のある刑罰法規)
ア ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。	【脅迫、名誉毀損、侮辱】
イ 仲間はずれ、集団により無視をされる。	【刑罰法規の抵触なし 他のいじめと同様 毅然とした対応が必要】

ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	【暴行】
エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	【暴行、傷害】
オ 金品をたかられる。	【恐喝】
カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	【窃盗、器物破損】
キ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	【強要、強制わいせつ】
ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	【名誉毀損、侮辱】

3 いじめは見えにくいことの認識

○ 大人の見えないところで行われている

いじめは時間や場所を選んで行われ大人の目には見えにくいところで行われていることを認識する。

- ・無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態（時間と場所）
- ・遊びや悪ふざけをしているような形態
- ・被害者なのに加害者と仲のよい仲間に見えるような形態
- ・ふりをしているような形態(カモフラージュ)

○ いじめられている本人からの訴えはない

いじめられている児童には、次のような心理が働き本人からの訴えはない場合が多いことを認識する。

- ・親に知られると迷惑や心配をかける。
- ・いじめられている自分はだめな存在である。
- ・訴えても大人は信用できない。
- ・訴えたらその仕返しが怖い。

○ ネット上のいじめは最も見えにくい

ネットでのいじめられている兆候は学校ではほとんど見えない。家庭で以下のような兆候が見られる場合は、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼する。

- ・メールの着信があっても見ようとしない。
- ・最近パソコンの前に座らなくなった。

4 早期発見のための手立て

(1) 日々の観察 ～児童がいるところには、教職員がいる～

休み時間や放課後の会話や行動の中で、児童の様子に目を配る。児童のそばに教職員がいる時間を増やし積極的に児童とともに過ごす機会を増やす。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情や児童生徒の感じる被害性に着目するなど、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努める。また、児童が困ったことや悩み事があった場合、教職員に気軽に相談できるような関係を構築していく。

(2) 集団をみる視点

児童は中学年以降からグループを形成し始める。またその時期は発達の個人差が大きくなる時期でもあ

るので、いじめの発生の可能性が大きくなる。その発達時期をどのようにすごしてきたかなど、担任が中心となり情報を収集し、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうなっているのかを把握する。また、気になる言動が見られる場合は、事実関係を確認し、グループに対して適切な指導を行い、関係修復に当たる。

(3) 気軽に相談できる雰囲気・体制づくり

日常生活の中で教職員が進んで児童に声をかけることにより、児童が日ごろから気軽に相談できる環境を作る。定期的な教育相談日を設け、保護者を対象として教育相談を実施する。また、学期ごとに学校生活アンケートを行い、必要に応じて児童を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備する。

本校では、10月に特設教育相談週間として全児童を対象として保護者と面談をする。

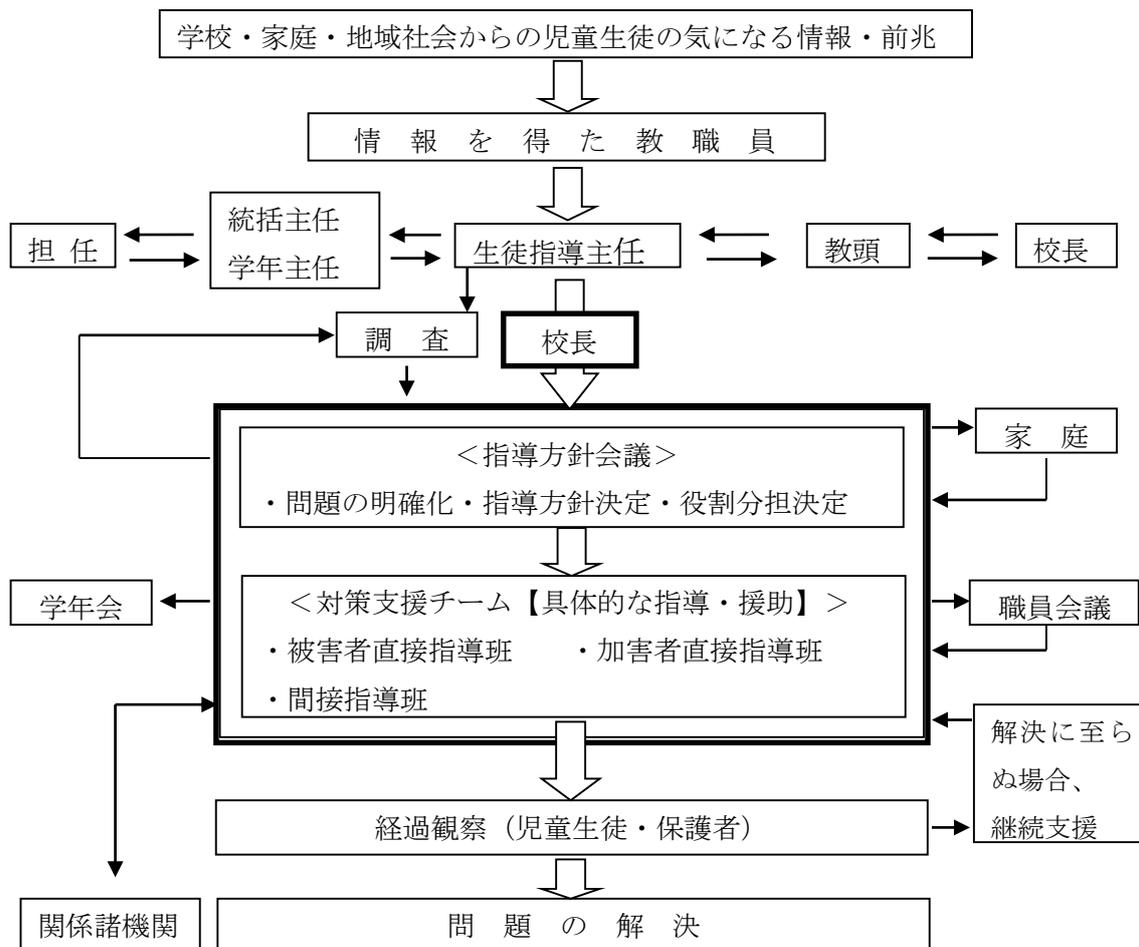
(4) 学校生活アンケート

児童には奇数月に思いやりアンケートを実施する。保護者には、学期の最終月に実施する。

IV 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題は軽視することなく、早期に適切に対応する。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な対応を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。

1 いじめ対応の基本的な流れ



2 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめに係る関係者に適切に指導を行う。併せて、直ちに学級担任、学年主任、統括主任、生徒指導主任に連絡し、管理職に報告する。

(1) いじめられた児童・いじめを知らせた児童を守り通す

- ・いじめられたと相談に来た児童や、いじめを知らせに来た児童から話を聞く場合は、他の児童たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認はいじめられている児童といじめられていると思われる児童を別の場所で行う。
- ・状況に応じて、いじめられている児童、いじめを知らせに来た児童を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制をとる。

(2) 事実確認と情報の共有

- ・学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て学校いじめ対策組織に報告・相談する。
- ・情報を確認する場合は、いじめの行為に至った経過や心情などをいじめている児童から聴き取ると共に、周囲の児童や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。事実確認は単独で行わず複数の教職員（統括主任・学年主任・担任・生徒指導主任など）で対応し、事実を確認しながら丁寧に行う。
- ・短時間に正確な情報を把握することが大切であり、複数の教員での対応を原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

(3) 把握すべき情報

- ・誰が加害者で、誰が被害者か？ 【加害者と被害者の確認】
- ・いつどこで起こったのか？ 【時間と場所の確認】
- ・どのような内容のいじめが行われたか？ どのような被害を受けたか？ 【内容】
- ・いじめの始まったきっかけは何か？ 【背景と要因】
- ・いつ頃から、どのくらい続いているのか？ 【期間】

3 いじめが起きた場合の対応

(1) いじめられた児童に対して

【児童に対して】

- ・つらい今の気持ち受け入れ、共感することで心の安定を図るとともに事実確認を行う。
- ・「最後まで守りぬくこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・自尊感情を高められるようなはたらきかけを行う。

【保護者に対して】

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者と面談し、事実関係を直接伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者の立場に立って、つらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向けて取り組むことを伝える。
- ・家庭での児童の様子の変化に注意してもらい、些細なことでも連絡がもらえるよう依頼する。

(2) いじめた児童に対して

【児童に対して】

- ・いじめた状況や心情を十分聞き、児童の背景に目を向ける。

- ・心理的な孤立感や疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

【保護者に対して】

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・児童の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

(3) 周りの児童に対して

- ・当事者だけの問題とするのではなく、学年・学級、及び学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促すようにする。
- ・「いじめは決して許されない」という気持ちが学級・学年・学校伝わるよう毅然とした姿勢を示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為は、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気のある行動であることを指導する。
- ・いじめに関する報道や、体験事例等の資料もとにいじめについて話し合い、自分たちの問題であることを意識させる。

(4) 継続した指導

- ・いじめが解消されたとみられる場合でも、引き続き十分な観察を行い、必要に応じて指導を継続的に行う。
- ・該当児童について積極的に児童理解に努める。
- ・いじめられた児童の良さを見つけ、ほめたり、認めたりしながら肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ・いじめられた児童、いじめた児童双方の心のケアにあたる。
- ・いじめ発生を契機として、事例の検証を行い、再発防止・未然防止のためにさらに望ましい対応ができるよう基本方針の修正を行い、いじめのない学級づくりへの取り組みを強化する。

4 ネット上いじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。

未然防止には、児童のパソコンや携帯電話、スマートフォン、WiFi通信機器等を第一義的に管理する保護者との連携した取り組みを行う。早期発見にはメールを見たときの表情の変化や機器の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう保護者と連携する。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、画像や書き込みの削除等、迅速な対応を図ると共に、人権侵害や犯罪など、刑罰法規に抵触するような事案については、警察等の専門的な機関と連携して対応する。

(1) 未然防止のために

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と密接に連携し・協力し、双方で指導を行う。

【保護者に伝えるべきこと】

- ・児童のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、子どもを危険から守るためのルール作りを家庭で行うことや、その所持についての検討を十分行ってほしい

ことを伝える。

- ・インターネットへのアクセスは「トラブルの入口に立っている」ことや、利用者の個人情報流出する可能性があるといったスマートフォン特有のトラブルがあることを認識してもらう。
- ・ネット上のいじめは、他の様々ないじめ以上に、わかりづらく、陰湿であり、児童に深刻な影響を与えることを認識してもらう。
- ・メール等を見たときの表情など、トラブルに巻き込まれたのではないかとと思われる時は躊躇なく学校に知らせてほしいということ。

【情報モラルの指導】

インターネットの特殊性による危険や児童が陥りやすい心理を踏まえ指導を行う

- ・発信した情報（書き込んだ情報）は、多くの人に広まること
- ・匿名で書き込んでも（書き込めても）、必ず個人が特定されること
- ・一度書き込んだ情報は、削除しても消えず、拡散する可能性があること
- ・書きこまれた内容が、違法であったり有害情報であったりすることがあること
- ・書き込みが原因でトラブルを招き、被害者の自殺や、犯罪につながる可能性があること
- ・誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり、決して許されることではないこと
- ・悪質な書き込みは、犯罪となり、警察に検挙される場合があること
- ・書き込み内容に悪意を持たれたら、コピーされネット上に流出する可能性があること
- ・一度流出した情報は、簡単には回収できないこと
- ・流出してしまうと、今後の人生に大きな悪影響を及ぼすこと
- ・ふだんの生活の中でやってはいけないことは、ネット上でもやらないこと

(2) 早期発見・早期対応のために

- ・書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を児童、保護者に助言し協力して取り組む。
- ・学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携を取る。
- ・被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う。

5 いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに関わる行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(2) 被害者児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為によ

り心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

一 いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(法第28条第1項第1号)

「いじめにより」とは、児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

二 いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(法第28条第1項第2号)

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、教育員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。さらに、いじめにより重大な被害が生じたという申立てが児童生徒や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(いじめ防止対策推進法第28条より)

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合には、直ちに鴻巣市教育委員会に報告し、本校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと鴻巣市教育委員会が判断する場合や、本校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合には、鴻巣市教育委員会の附属機関において調査を実施する。本校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、鴻巣市教育委員会との連携を図りながら実施する。

(3) 調査を行うための組織

本校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家(スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー)等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

この調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、教職員が

どのように対応したかなど事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対応や同種の事態の発生防止を図るものであり、本校は鴻巣市教育委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

(5) 調査結果の提供および報告

いじめを受けた児童やその保護者に対して事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係 {いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、教職員がどのように対応したかなど} について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。また、適宜、適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。また、調査結果については、鴻巣市長に報告する。

V いじめの防止等のための対策のための組織の設置

本校は、本校の実情に応じ、いじめ防止等の対策を実効的に行うための組織として下忍小学校いじめ問題対策委員会(仮称)を設置する。

(1) 構成員

この組織は、本校の生徒指導委員会(管理職、教務主任、生徒指導主任、統括主任、学年主任、教育相談主任、特別支援教育主任、養護教諭)を中心とする。個々の事案に応じて学級担任も加えることができるものとする。また、必要に応じて心理・福祉に関する専門的な知識を有するスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資するよう工夫する。

(2) 活動内容

- ・いじめ防止に関する具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・家庭、地域、関係機関との連携
- ・いじめの相談・通報の窓口
- ・いじめの疑いに関わる情報があった時の対応
- ・学校いじめ防止基本方針の評価と見直し

(3) 開催

- ・定例生徒指導委員会時、いじめ事案が発生した場合は、緊急で開催する。

VI その他

本校は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、各施策の効果を検証し、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

(平成30年8月27日)